平成２２年（フ）第４０９２号
札幌市南区澄川３条１丁目７番15号　日向マンションＡ－２
債務者　澤渡よし江
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１２２号
札幌市中央区南６条西８丁目３番地33　シェトラーゼ806号
債務者　坂井　雅和
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８号
北海道稚内市緑６丁目13番20号
債務者　吉田明日香（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第１２号
群馬県高崎市白岩町1117番地２
債務者　永井　　碧
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５８４号
静岡県田方郡函南町間宮901番地の１　コーポシャロームＡ201
債務者　大川　純子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５８９号
静岡県沼津市下河原町75番地の２
債務者　土屋　真理
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９０号
名古屋市中村区草薙町１丁目７番地
債務者　森下　久治
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８８５号
名古屋市守山区百合が丘1813番地
債務者　平山健児こと　崔　　健児
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３８６号
愛知県半田市東洋町２丁目46番地　県営半田住宅４棟101号
債務者　山内商店こと　山内　保美
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３８７号
愛知県半田市東洋町２丁目46番地　県営半田住宅４棟101号
債務者　山内　　栄
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６５２号
名古屋市守山区元郷１丁目1205番地、住民票上の住所岐阜市茜部新所３丁目120番地１キャスル茜２Ａ号室
債務者　原　はつえ
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６９９号
名古屋市中村区猪之越町２丁目５番６号　トリヴァンベール猪之越202号
債務者　吉井めぐみ
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４号
京都府与謝郡与謝野町字幾地1671番地１
債務者　平　　光博
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第８５号
京都府与謝郡与謝野町字幾地1671番地１
債務者　平　　昭江
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第６６号
京都府舞鶴市字森1079番地の１市営住宅16号
債務者　前羽　博司
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
京都府舞鶴市倉梯町26番地９－２号
債務者　西村　藤枝
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
京都府舞鶴市倉梯町26番地９－２号
債務者　西村　健平
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第１２９３号
堺市北区長曽根町1179番地６　市営長曽根団地１棟902号
債務者　福田　英明
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係